

6. 2 作業間の連絡調整の体制について

6. 2. 1 日常保全作業等における連絡調整の体制

日常保全作業、定期修理の統括体制に移る前の環境設定（安全措置）作業、定期修理（統括体制）終了後のスタートアップ時等の移行作業（仕切り板の出し入れやホットボルティング等の相番工事等）、試運転等においては、通常、化学会社が作業をし、その一部を協力会社に請け負わせているため、化学会社が元方事業者となる。化学会社は、協力会社等の請負人を含めた全体の横断的な「連絡調整を統括管理する者」を選任するとともに、関係請負人は「連絡調整等を行う責任者」を選任し、「連絡調整等の協議会」を設けて作業間の連絡調整を行うこととなる。

6. 2. 2 SDMにおける連絡調整の体制

大規模なSDM等で、仕事の全部を総合建設業者（ゼネコン）等に発注し、化学会社はその仕事を行わない場合は、化学会社は発注者となり、元請事業者であるゼネコン等が特定元方事業者となり、統括安全衛生責任者を選任するとともに、関係請負人が安全衛生責任者を選任し、安衛法第30条に規定する協議組織を設置、運営して、作業間の連絡調整を統括する体制とする。

6. 2. 3 連絡調整体制をつくるうえでの留意事項

これらの事業者間横断の作業間の連絡調整の体制は、化学会社または協力会社の各事業者内の安衛法に基づく安全衛生管理体制（総括安全衛生管理者等）や、化学会社の事業所構内の常駐的な協力会社の任意参加の安全衛生協力会等とは別のものであるが、互いに情報を共有し補完連携するべきものである。

対象作業		規制	備考	
非常 常 作 業 ガ イ ド ラ イ ン	SDM 関 連 作 業	移行作業	製造業元方指針 安衛法第30条の2関連 <製造業への規制>	
		事前準備工事	製造業元方指針に沿う管理 <化学会社が元方>	
		大規模定修 (SDM)	化学会社がSDM等の 仕事を行わない場合	建設元方指針に沿う管理 <ゼネコンが特定元方> (統括安全衛生責任者体制) (化学会社は注文者の義務)
		プラント建設		
		付帯工事	製造業元方指針に沿う管理 <化学会社が元方> (連絡調整を統括管理する体制)	SDM同期の改造等
		移行作業		スタートアップ等
	保全的作業	改造・修理・清掃・検査等		
	定常 作 業	試行作業	試運転・試作等	
		トラブル対処作業	異常・不調・故障等	
操業作業		作業を請負させている場合で 混在作業があれば対象		

図6. 3 混在作業間の連絡調整等の体制

6. 3 日常保全等での作業間の連絡調整の手順（例）

以上のように、この章で言う「作業間の連絡調整」は一つの工事等の作業についての連絡調整ではなく、前述の同一場所での複数の並行作業についての事業者横断の連絡調整を指している。実務的には、発注単位である日常保全等の非定常の1つの作業の発意から着工許可、検収までの、その作業の関係者間の業務フローを通じて、関連する並行作業間の連絡調整がなされなければならない。

以下では、化学会社が元方事業者となる日常保全等の作業について、作業間の連絡調整を含めてその概要と実施事例を示す。

6. 3. 1 各種情報の伝達・報告の手順の概要

図6. 4に化学会社（発注者及び元方事業者）と協力会社間での、工事の作業間の連絡調整等を含めた安全確保の業務手順例のあらましを示す。なお、化学会社によっては、工事所管（設備保全部門）の役割の一部を元請事業者が実施している場合もある。

ポイントは工事・作業の実施前に化学会社が危険性又は有害性等を評価の上、安全対策措置を検討、実施し、その結果情報を元請事業者はじめ協力会社に提供し、かつ周知されたことの確認を取ってから協力会社が工事・作業に着手することであり、その各過程の諸情報を定められた帳票類（工事・作業の連絡票等）により関係者が共有し連携することにより、作業間の連絡調整を効果的に行う。

6. 3. 2 工事の発意、安全性・危険性評価と計画

まず、化学会社の各所管部署から工事・作業の発意を受けて、その工事の安全性・危険性の評価とその結果に基づく措置案をまとめ、関係部署間で打合せを行う。

一般的には、その工事に関して予想されるすべての危険性・有害性を摘出し、リスク評価（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき優先順位を付け事前にリスク低減措置を講じなければならない。

6. 3. 3 安全打合せと安全措置及びその確認

① 化学会社はMSDSを含め、リスクアセスメント情報と安全措置の情報を記載した「安全措置要領書」（第4章 図4. 5）を添えて協力会社に「工事依頼書（工事安全指示書）」（図6. 5）を発行する。

② 工事を実施する協力会社は、その工事安全指示書に安全措置を採るべき項目を確認した旨を記入し、化学会社各所管部署と協力会社で工事安全打合せを行う。このとき、その作業場所で併行して行われる周辺工事の火気の使用や上下作業等の混在作業間の実施時期調整や養生対策等の危険を避ける連絡調整を事前に行う。（図6. 1）

③ 次に工事現場での安全措置を化学会社（一部協力会社）が行い、現場での三者または二者（化学会社（製造部門）と協力会社）で確認する。

④ その確認後に化学会社は、上記の工事の安全打合せ情報を受け付け台帳に記載し、事業

所構内においてすべての工事を把握する。

- ⑤ その連絡調整後に、協力会社は工事・作業の連絡票（火気使用等の関係許可願含む）（図6.6）を化学会社に提出し、化学会社は最終確認の上で着工許可を出し、初めて工事実施が可能となる。

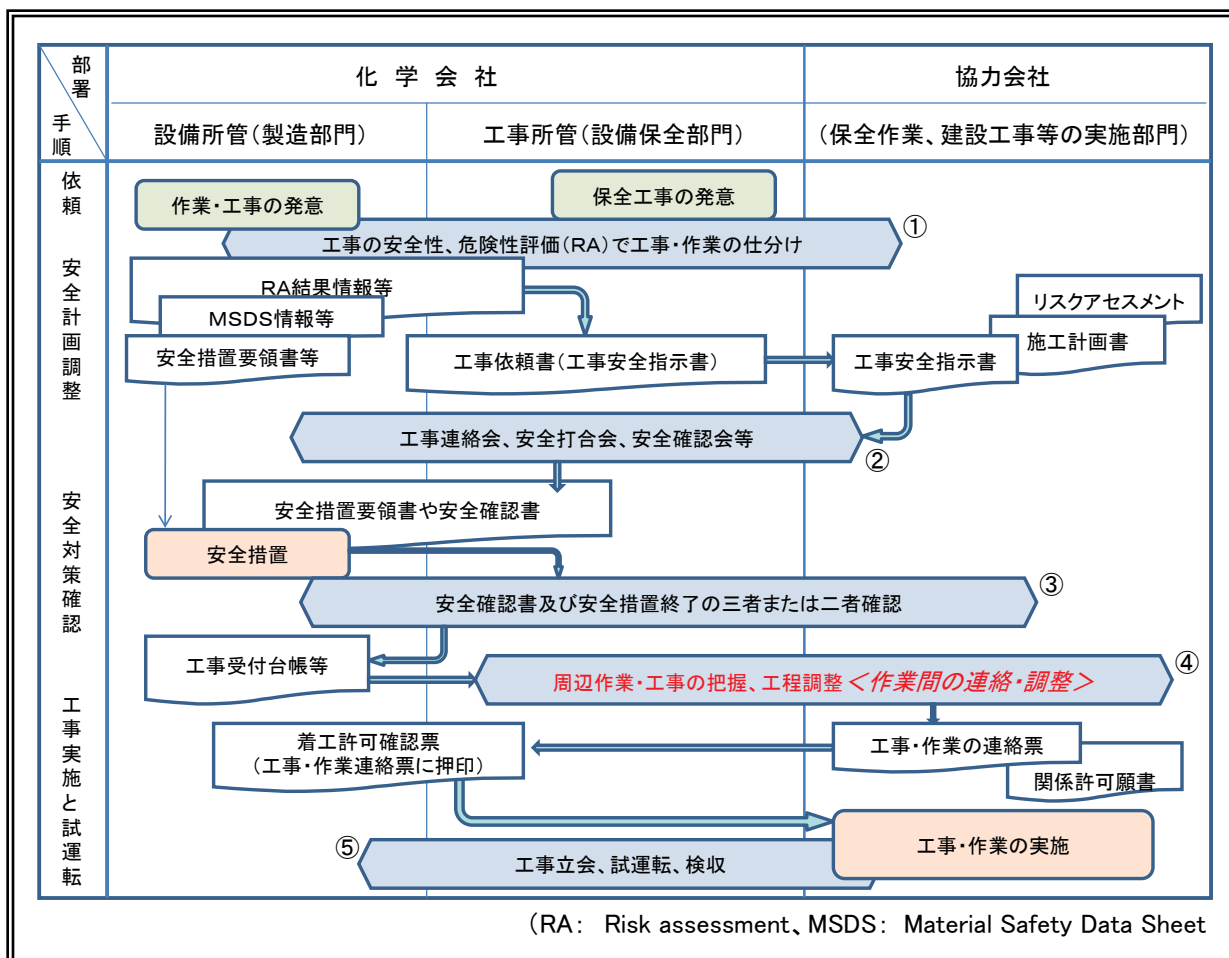


図6.4 工事・作業の発意から検収までの手続きの例

